

2021年1月から

女性組合員のみなさんへ

出産後の国保保険料免除制度が始まります

1、保険料免除制度

○女性組合員が妊娠中の場合、出産予定日より3ヶ月間の保険料が免除されます。

※保険料＝医療分保険料、家族保険料、介護保険料

2、対象者

①国保組合に組合員として加入して、1年経過後に出産した女性組合員が対象となります。

※適用除外加入者は1年以内の出産であっても対象となります。

②妊娠12週を超えた出産が対象です。

注) 保険料免除は当年度の保険料等級が確定していることが条件となります。

3、申請期限

○申請期限は出産予定月の2ヶ月前となります。

4、申請方法

①保険料免除申請書（申請書は建設国保ホームページからダウンロードできます）

②出産予定日が分かる書類（母子手帳、医療機関が発行した出産予定日の証明書などの写し）

上記申請の窓口はご所属の組合・支部になります。

（お問合せ先）

神奈川県建設連合国民健康保険組合

045-453-9661

<http://shinkenrenkokuho.or.jp/>

国民健康保険料免除申請書

※欄は必ずご本人が記入してください。

被保険者証	記号	36	※番号（8桁）								枝番	01
※組合員氏名						※職種						
※免除を申請する理由 (該当する番号に○をしてください)		1	全焼または全壊及び全部冠水による罹災（3ヶ月間免除）									
		○罹災証明書の写しを添付してください。										
		2	半焼または半壊及び床上浸水による罹災（2ヶ月間免除）									
○罹災証明書の写しを添付してください。												
		3	女性組合員の出産（3ヶ月間免除）									
		○母子手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されているページ）又は医療機関が発行した出産予定日の証明書など。										

※上記のとおり申請します。

年 月 日

(申請者)

住所 _____

氏名 _____ (印)

神奈川県建設連合国民健康保険組合理事長 殿

【国保処理欄】

	国保受付	支部受付